

桶川市立桶川中学校学校いじめ防止基本方針

令和2年3月12日改定

1 いじめの定義といじめに対する基本認識

(1) いじめの定義

ア いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

イ 文部科学省「平成18年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) いじめに対する基本認識 [彩の国 生徒指導ハンドブック New I's (平成25年2月埼玉県教育委員会)]

ア いじめの分類

(ア) けんか・いじわる型

入学時や進級時の新しい集団づくりの際に多く見られ、悪口や単純な嫌がらせ、いじわるなどが単発的に行われる。けんかは、当事者に一定程度の対等の力関係が存在し、意志の疎通の支障や誤解、互いの利益の衝突によって引き起こされるが、これが、深刻ないじめに発展することもある。

(イ) ふざけ型

小学校の高学年から中学生以上の段階に多く見られる。妬みやうっぷん晴らしのためにゲーム的に特定の個人に対して、無視・仲間はずれ、悪質な落書き、持ち物隠しなどをするもので、長期に継続することが多い。

(ロ) 非行型

中学生以上の段階に多く見られ、非行傾向をもつ集団による行為として、恐喝、暴力、物を壊すなどがある。長期に継続することが多い。

イ 最近のいじめの特徴

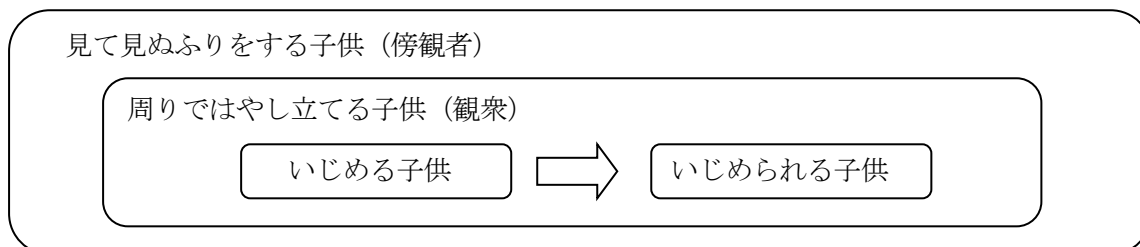
(ア) 集団化・陰湿化

集団で特定の個人をいじめる形をとり、集団からはみ出す者は誰でもいじめの対象になり得る。子供は誰もが、自分がいじめられるのではないかと不安をもって生活している。

(イ) ネットいじめ

小学校高学年、中高生では、携帯電話やインターネットを使ってブログやプロフなどの悪口を不特定多数が書き込む等の「顔の見えないいじめ」(ネットいじめ)が急増している。被害にあった子供は、強い人間不信に陥る傾向にある。

(ロ) いじめの構造



2 いじめの未然防止

(1) いじめについての共通理解

- ア いじめに対する基本認識を全教職員が理解する。(生徒指導委員会、職員会議、生徒指導だより発行)
- イ いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを認識し、日頃の教育活動を実践する。
- ウ 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果(埼玉県教育委員会)など、関係する調査や資料を全教職員に情報提供し、共通理解に努める。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ア いじめ防止に関する生徒の自主的活動
いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。
- イ 「わかる授業」の実践
「わからない授業」は生徒の学習意欲を欠き、生徒間の関係悪化や不登校の原因等、様々な弊害を生む恐れがある。生徒にとって「わかる授業」を実践するために、教師は日頃から教材研究に努め、必要に応じて放課後等に補習を行うなど、学習指導に全力で取り組み、生徒の学力向上を支援する。
- ウ 道徳教育、人権教育の充実
生徒が、全ての生命のつながりを自覚し、全ての人間や生命あるものを尊重し、大切にしようとする心をもつことができるようにする。また、他者と仲良く交流したり、異なった文化や習慣を受け入れようとする自他尊重の態度を高められるようにする。
- エ 丁寧な言葉遣いの実践
生徒の人格を尊重する教師の態度は、言葉遣いや日常の言動にあらわれる。生徒の名前の呼び方、子供の作品や発言の扱い方、あいさつ等、教師が率先して人権意識を高め、師範することで、生徒の人権意識を高める。
- オ 規範意識の醸成
登下校指導における交通マナー、ものを大切に扱う指導、授業規律の徹底、基本的な生活習慣の定着、道徳授業の実践等を通して生徒の規範意識を高める。また、「社会で許されない行為は学校でも許されない」という毅然とした指導を徹底し、「いじめや暴力行為」のない学校づくりに努める。
- カ 特に配慮が必要な生徒
特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(3) 自己有用感や自己肯定感の育成

- ア 生徒が主体的に活動する場面の設定
行事ごとに実行委員会を組織し、委員長や班長を中心に企画・運営を考えさせ、生徒主体の学校行事にする。
- イ 係・当番活動の徹底
学級の係、清掃当番、給食当番など、お互いに責任を果たし、気持ちよく活動できるよう指導するとともに、教師による見届けを徹底する。

(4) 生徒によるいじめ防止の取組の推進

生徒会活動を中心に、あいさつ運動を通して、生徒の人間的成長を促す。また、落ち葉掃きやクリーン活動などの環境整備により、美しい環境を保ち、落ち着いた学校生活を送れるようにする。

(5) 教師と生徒の信頼関係を築く

生徒が悩みや心配事を抱えたとき、生徒が安心して教師に相談できるようにするためには、教師と生徒の良好な人間関係が不可欠であるため、日頃から適切な生徒理解と信頼関係づくりに努める。

(6) 家庭・地域、関係機関との連携

- ア 家庭・地域全体で生徒の健やかな成長を見守るために、PTAや学校評議員、民生・児童

委員との懇談の機会に情報交換をする。

- イ 日頃から、本校がある地域を管轄している関係機関、利用できる機関との関係づくりに努める。
- ウ 市内小中学校と連携を強化する。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) 早期発見・早期対応の手段

- ア 学級担任及び教科担任、部活動顧問は日頃から生徒の様子を観察するとともに、生徒指導委員会において、その情報を共有。
- イ 学校生活アンケートの実施及び活用（年1回実施）
生徒及び保護者の考え、要望等を把握して指導改善に努め、学校と家庭が一体となった学校教育の実現に努める。
- ウ いじめアンケートの実施（年3回実施）
生徒及び保護者にアンケート実施し、いじめの兆候をいち早く把握し、対応することでいじめの根絶に努める。
- エ アンケート後の聞き取り調査及び個別対応
アンケートで「〇〇されている」、「〇〇されたことがある」と回答した該当生徒に対し、担任が聞き取り調査を行う。聞き取り調査の結果、「いじめが疑われる」事案について、学年会→生徒指導委員会→いじめ防止対策委員会→職員会議において情報収集及び対応を協議し解決に努める。
- オ 該当生徒及び保護者との連携を強化し、解決に向けた取組を具現化する。

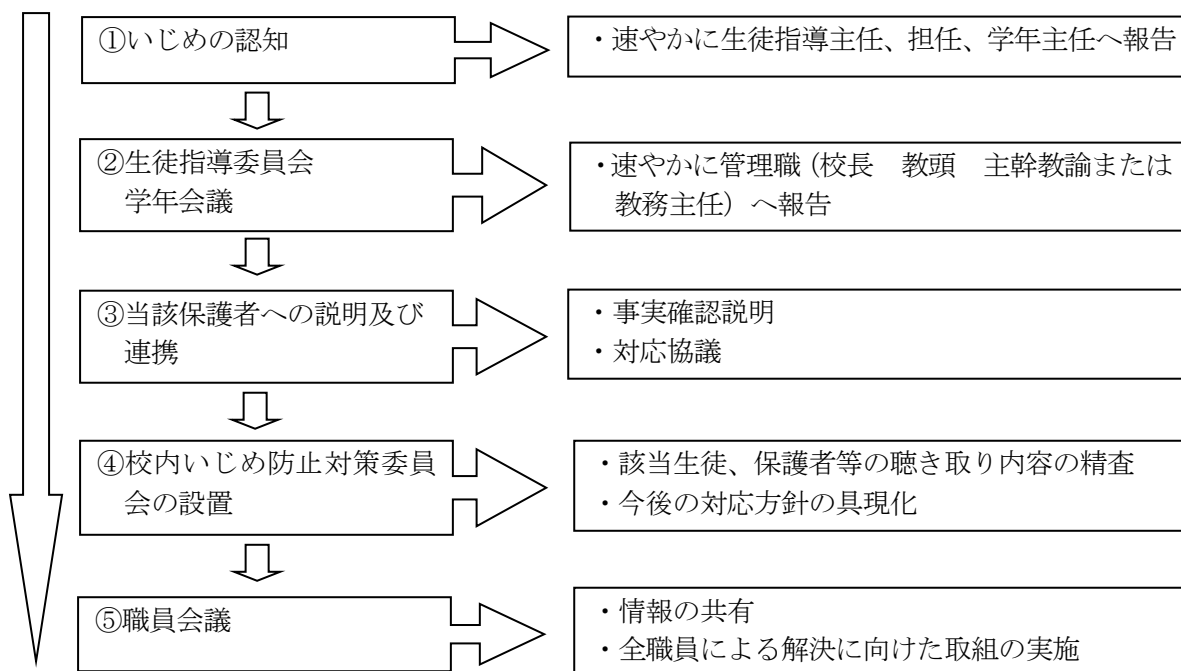
(2) 定期的な教育相談の実施

- ア 全校三者面談を実施する。
- イ 学期に一度、二者面談を実施する。
- ウ 必要に応じて生徒や保護者と個別面談、家庭訪問等を行う。
- エ 欠席生徒及び長期欠席生徒への電話連絡や家庭訪問等を定期的に行う。

(3) ネット上のいじめへの対応

- ア 情報モラルに関する指導を行う。（外部指導者を招へい）
- イ 非行防止教室等でSNS等に関する内容を扱う。
- ウ プロフィールサイト等を定期的に検索し、不適切な書き込みやサイトがないか確認し、必要に応じて個別または全体指導を行う。
- エ 桶川市ネットパトロールと連携を図る。

(4) いじめの発見時の対応



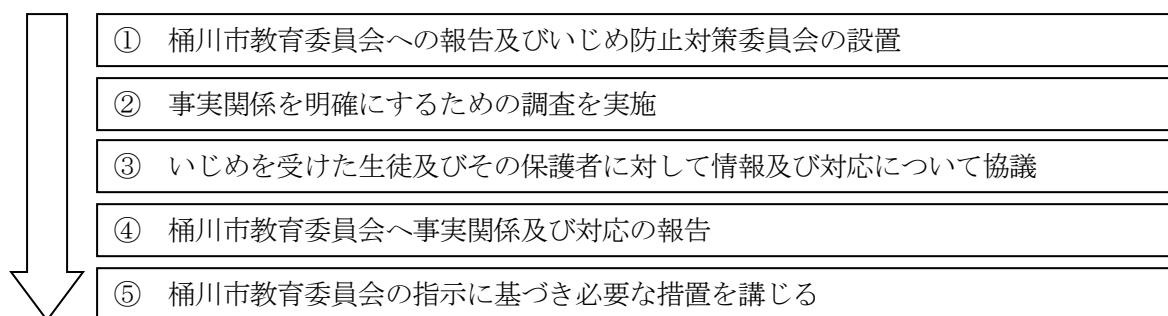
*解決した段階で、職員による見守り活動となる。

(5) 家庭・地域、関係機関との連携

- ア いじめと疑われる、いじめと認められる事案が発生した場合、速やかに関係生徒に聞き取り調査を行うとともに、保護者に事実関係を伝え、解決に向けて連携を図る。
- イ 必要に応じて、桶川市教育委員会、桶川市教育相談所、上尾警察署、中央児童相談所等へ報告し、関係機関と合同した対応を実施する。

(6) 重大事態への対応

いじめにより重大な被害が生じたという申出が生徒や保護者からあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。具体的には、いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに桶川市教育委員会に報告するとともに、指導、支援を仰ぎながら以下のように対応する。



※桶川市教育委員会が調査主体となる場合は、資料の提出等調査に協力する。

4 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものをふくむ）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合には、改めて、相当の期間を設定し状況を注視する。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

5 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織・構成

生徒指導委員会	構成員	校長 教頭 生徒指導主任 各学年生徒指導担当 養護教諭 さわやか相談員 (教育相談部会では各学年生徒指導担当の代わりに教育相談担当が入る)
	委員会の開催	○隔週水曜日 1校時に生徒指導委員会を開催する (隔週水曜日 1校時に教育相談部会を開催する)
	内容	○各学年・各担当からの報告による情報交換及び対策・指導方針の検討 ○校長及び教頭、生徒指導主任、教育相談主任による指導・助言 ○校内LAN及びファイルによる全教職員への情報の共有化
いじめ防止対策委員会	構成員	校長 教頭 主幹教諭または教務主任 生徒指導主任 その他関係職員
	委員会の開催	○随時
	内容	○当該事案に対する調査方法及び具体的な対応の決定 ○当該生徒及び保護者との連携による対応、協議等

(2) 生徒指導委員会・いじめ防止対策委員会の役割

- ア いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒の人間関係に関する悩みを含む）があったときには、緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒へのアンケート調査や聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- オ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- カ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- キ 学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ク 学校基本方針が当該学校の事情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う。

6 学校いじめ防止基本方針による取組の評価

(1) 学校評価項目への位置付け

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る。

(2) 教員評価においていじめ問題を取り扱う場合

教員評価においていじめ問題の取り扱いに当たっては、いじめ問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、「日頃からの生徒理解」「未然防止や早期発見」「問題を隠さず、迅速かつ適切な対応」「組織的な取組」等が評価されるよう留意する。

7 ホームページへの掲載、保護者・地域住民への周知

策定した学校いじめ基本方針については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。